

(仮称) 弥生町六丁目公園におけるサウンディング型市場調査の実施について

(仮称) 弥生町六丁目公園の管理・運営について、より効果的な民間活力の導入を図るため、サウンディング型市場調査を実施する。

1. サウンディング型市場調査とは

サウンディング型市場調査とは、案件の内容・公募条件等を決定する前段階で、民間事業者から広く意見・提案を求め、「対話」を通じて市場性や可能性を把握する調査である。これにより、民間事業者の参画のしやすい最適な公募条件への寄与が期待される。

官民間の対話手法は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)や、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(市場化テスト法)に基づく事業のために実施するなど、全国の地方公共団体において、創意工夫を凝らした民間事業者との対話による取り組みが行われている。

(1) サウンディング型市場調査により期待される効果

- 検討の早い段階で、民間事業者による公園運営の可能性を調査することで、運営手法について幅広い検討が可能となる。
- 地域の状況や行政課題を提示して対話をすることで、課題の解決に向け、民間事業者のノウハウやアイデアを活かした運営手法の検討が可能になる。
- 事業者の参加意向を把握し、事業者がより参加しやすい公募条件を設定できる。

(2) 民間事業者側のメリット

- 区の事業方針や考えを聞ける
- 行政側に要望や意見を直接伝えられる機会として有益
- 企業の提案を活かしたスキームが設けられる可能性が生まれる

2. (仮称) 弥生町六丁目公園におけるサウンディング型市場調査の実施について

(1) 背景

①国の動き

- 官民連携による都市公園の魅力向上に向けた取組の普及・促進を図るためのガイドラインを作成(平成26年4月)
- 都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性を取りまとめ、「最終報告書」として公表(平成28年5月)
- 設置管理許可期間の延伸や建ぺい率の緩和等、民間活力を最大限に活かして、緑・オ

オープンスペースの整備・保全を効果的に推進するため、都市公園法等を一部改正（平成29年4月）

②中野区の公園管理・運営に対する考え

○公園管理・運営における民間参画を考察

- ・自主事業収入による、公園維持管理費の低減
- ・公園利用率の向上、公園の賑わいと地域の活性化
- ・常駐管理体制による、利用者ニーズに応じた柔軟な公園利用の実現

③民間企業への期待の高まり

- 民間ならではの柔軟な発想やきめ細かなサービスによる公園の魅力向上、新たな付加価値の追加によるにぎわいの創出、利用者の利便性、快適性の向上
- 公園管理への貢献（使用料、維持管理等）

（2）目的

（仮称）弥生町六丁目公園を賑わいのある公園として運営するとともに、管理コストの低減を図るため、管理・運営において民間活用を検討しているところであるが、効果的な民間活用の検討を進めるためにサウンディング型市場調査を実施し、民間事業者の意見募集を行う。

（3）意見募集の項目

①（仮称）弥生町六丁目公園を活用した企画・運営

（仮称）弥生町六丁目公園を活用した企画・運営について、公園の賑わい・地域の活性化・区民参画の3項目で意見を募集する。

②「体験学習センター」を活用した管理・運営体制

公園運営の拠点としての活用が期待される「体験学習センター」を活用した企画・運営について意見を募集する。

③管理コスト低減の方策

公園を活用した自主事業収入や管理体制の工夫などによる管理コスト低減策について意見を募集する。

④公園管理条例による規制の緩和

現行の公園条例下では公園利用に関する規制が強く、公園を活用した企画・運営は、大きな制約を受ける。このため、公園の賑わい・地域の活性化・区民参画・管理コスト低減に資する公園活用を可能とするために有効な規制緩和について意見を募集する。

⑤南台いちょう公園・本五ふれあい公園・（仮称）弥生町六丁目公園をパッケージとした公園の運営企画と管理・運営体制に関する意見

南台いちょう公園・本五ふれあい公園の多目的広場は、活用方法によっては高い収益性が期待される。また、管理施設を併設する（仮称）弥生町六丁目公園とパッケージにして運営することで、常駐性の高い管理が可能となり、禁止事項の少ない公園提供と魅力のある自主事業も期待される。このことについて、民間事業者の意見を募集する。

(4) 実施における留意事項

- 参加事業者の名称は非公表とする。
- アイデア及びノウハウ保護のため、対話は個別に非公開で実施する。
- 調査に要する費用は、事業者負担とする。
- 参加実績は、公募時に優位性を持たせないものとする。
- 参加による対価、結果に対する報酬等の提供はしない。
- 調査結果は、参加事業者に確認を行った上で概要を公表する。

(5) サウンディング型市場調査の流れ及び今後の予定

| | | |
|--------|-----|--|
| 平成29年度 | 9月 | 実施について公表（区ホームページにて） |
| | 10月 | 事業者への説明会開催、参加受付、日時等の個別通知 |
| | 11月 | サウンディング型市場調査の実施 |
| | 12月 | 議会報告（四定 実施結果（概要）、方向性について報告） 実施結果（概要）の公表 |